

放射性物質汚染対策連絡調整会議 議事録

開催日時：平成 23 年 8 月 25 日 14:30～15:00

場所：官邸 4 階大会議室

出席者：細野大臣、福山副長官、佐々木副長官補、菅原原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐、関環境省水環境担当審議官（代理）、警察庁長官官房統括審議官、消費者庁次長、総務省総務省大臣官房総括審議官、外務省軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長（代理）、文部科学省科学技術・学術政策局長、文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官（代理）、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、厚生労働省労働基準局長、農林水産省大臣官房技術総括審議官、農林水産省農林水産技術会議事務局長、国土交通省総合政策局長、防衛省運用企画局長

（細野大臣）放射性物質の対策については、これまで各省で様々な対応をいただいているところ。これからは放射性物質汚染対策室を司令塔に問題の対応にあたっていきたい。この会議では、除染、放射性廃棄物の保管・処理の促進、汚染の拡大防止に関する規制、健康管理を取り扱う。本日は、除染の考え方について議論をしたい。除染の緊急実施基本方針については、明日の原災本部合合で決定する予定である。

<資料に沿って説明（資料 1 の開催要綱については異議なしとの声）>

（厚労省技術総括審議官）牛肉の出荷制限の解除について。8 月 19 日に宮城県で解除されたが、本日、残りの 3 県でも解除する予定であるので、報告する。

（厚労省食品安全部長）食品安全委員会の基準で生涯の被ばく量が 100mSv というものがある。この基準は内部被ばく、外部被ばくの割合に関しての決まりはないが、このような基準の考え方についても議論したい。

（農水省）平常時ではない今、どのように対処すればよいのかを考える必要がある。野菜については、内部被ばくの危険性もあるが、野菜を食べないことによる（健康）リスクもある。リスクコミュニケーションのあり方をどうするかについてもこの場で議論していただきたい。

（福山副長官）これまでもそれぞれの省庁で機動的に、スピード感を持って、この問題に対応いただいた。今般、放射線物質汚染対策室を立ち上げたが、各

【機密性 2 情報】

省庁でもこれまで通りご協力いただきたい。

（細野大臣）放射線物質汚染対策室の重要な役割は各省で対応いただいていることで漏れがないように調整することだと思っている。また、福山副長官もおっしゃられたように、各省庁でもこれまでと同様に対応いただきたい。ここで決めないと動かないということは避けたい。

※細野大臣、福山副長官より、政権交代によって、体制の変動があった場合は、しっかりと引き継ぐことを約束するとともに、空白のない対応のため事務方の役割が重要である、との発言あり。

放射性物質汚染対策連絡調整会議（第1回）議事次第

平成23年8月25日（木）
14:30～15:00
於：官邸4階大会議室

議事次第

1. 開会
2. 細野大臣挨拶
3. 放射性物質汚染対策連絡調整会議の開催について
4. 原子力被害への対応について
5. その他
6. 閉会

配布資料

- 資料1 放射性物質汚染対策連絡調整会議の開催について（案）
- 資料2 放射性物質の汚染拡大防止に向けた総合的な推進体制の構築について
- 資料3 原子力被害への対応について
- 資料4 放射性物質汚染に関する特別措置法案について
- 資料5 放射性物質汚染対策の推進のための論点（メモ）

放射性物質汚染対策連絡調整会議の開催について（案）

平成23年 8 月25日

関係省庁申合せ

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染に関し、汚染地域の除染、がれきの処理、住民の健康調査、汚染の拡大防止に必要な規制その他の対策について、関係省庁の緊密な連携を確保し、総合的な調整を図るため、放射性物質汚染対策連絡調整会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政）

副議長 内閣府原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐
環境省水・大気環境局長

構成員 内閣審議官

警察庁長官官房総括審議官

消費者庁次長

総務省大臣官房総括審議官（政策企画担当）

外務省軍縮不拡散・科学部長

文部科学省科学技術・学術政策局長

文部科学省スポーツ・青少年局長

厚生労働省大臣官房技術総括審議官

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

厚生労働省労働基準局長

農林水産省大臣官房技術総括審議官

農林水産省農林水産技術会議事務局長

経済産業省原子力安全・保安院長

国土交通省総合政策局長

防衛省運用企画局長

オブザーバー

東日本大震災復興本部

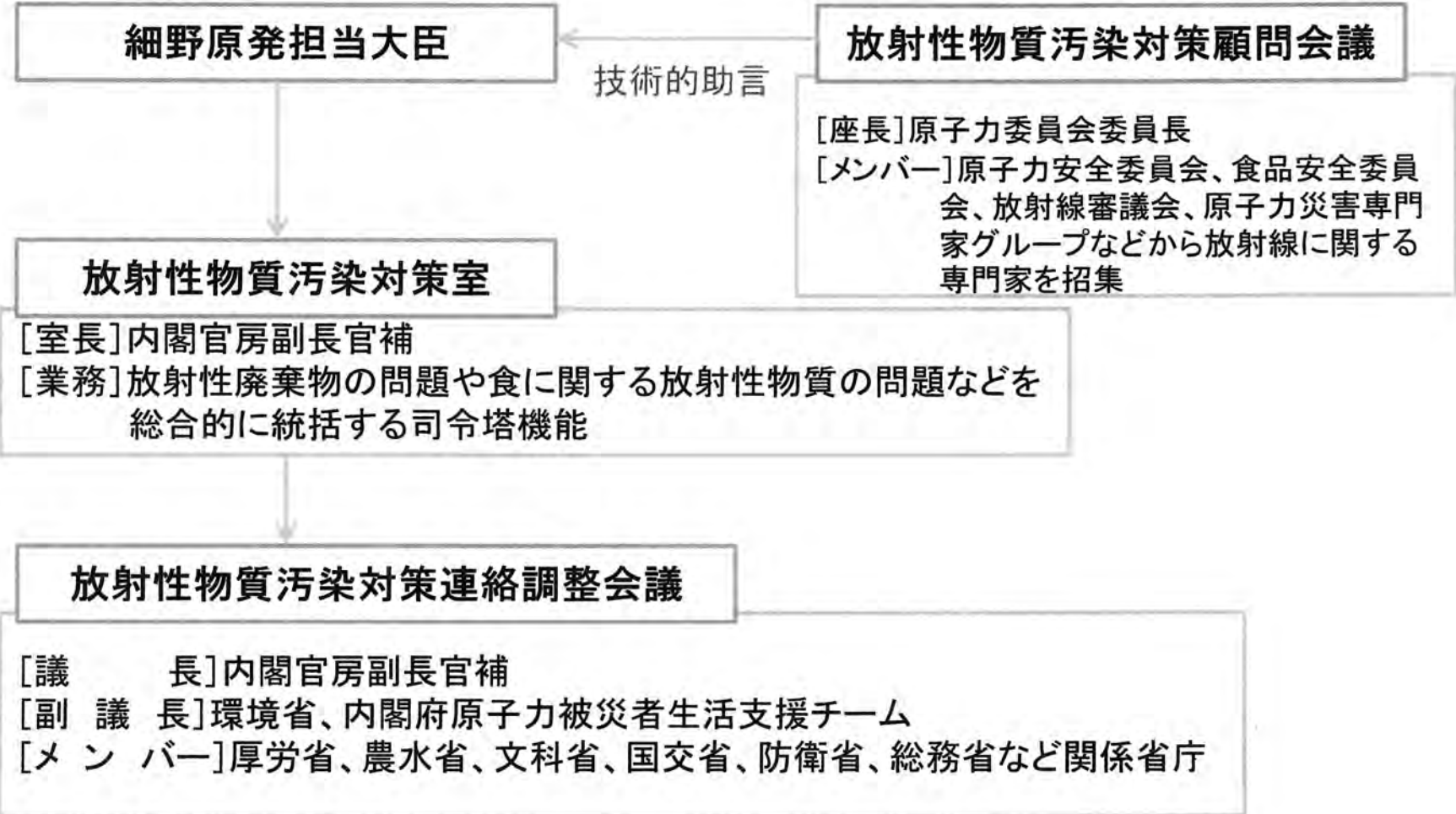
原子力委員会

原子力安全委員会
食品安全委員会
独立行政法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人放射線医学総合研究所
東京電力株式会社

3. 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

放射性物質の汚染拡大防止に向けた総合的な推進体制の構築について

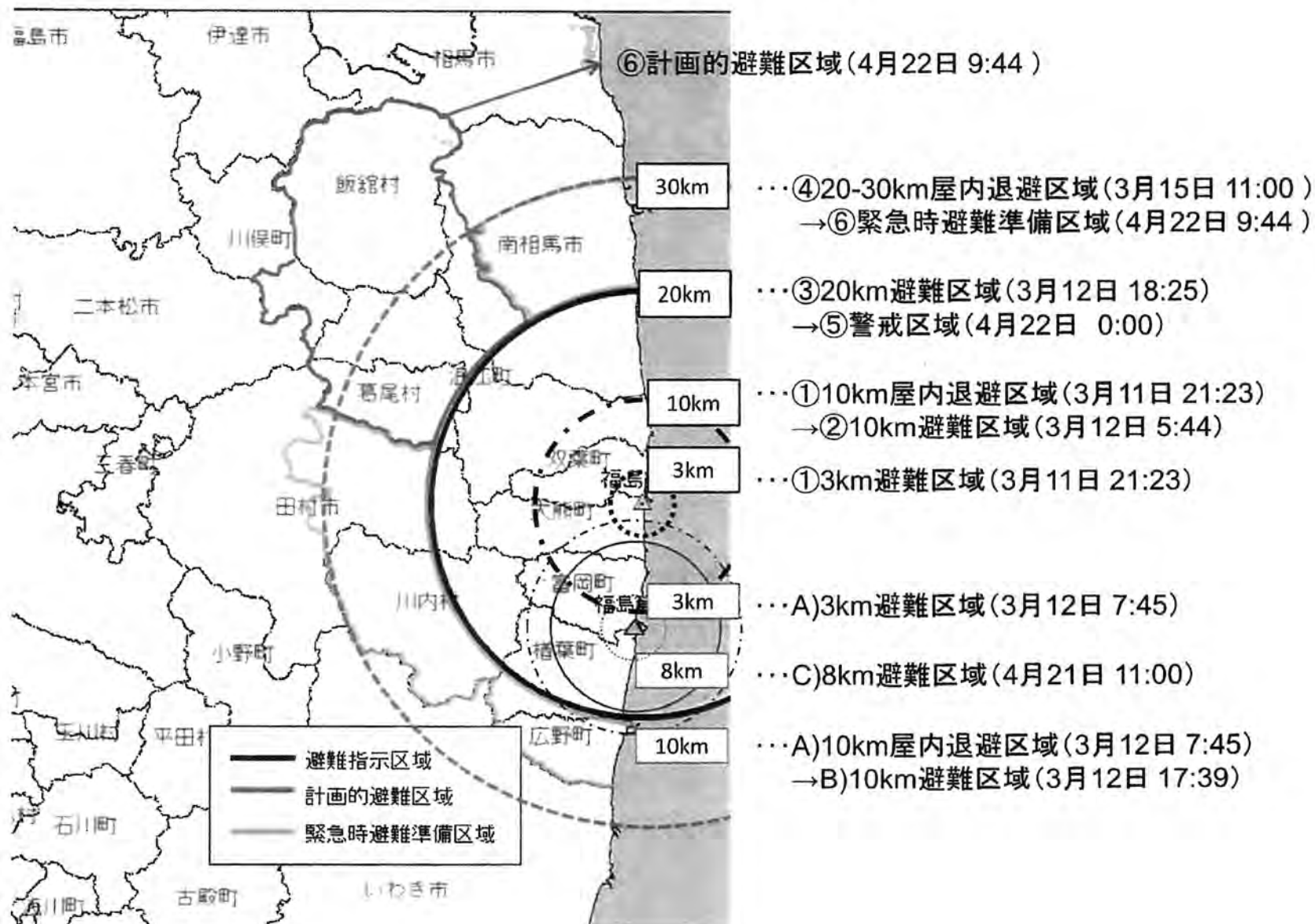
細野大臣の指揮の下、内閣官房副長官補を室長とする「放射性物質汚染対策室」を中心に各省の連携体制を構築



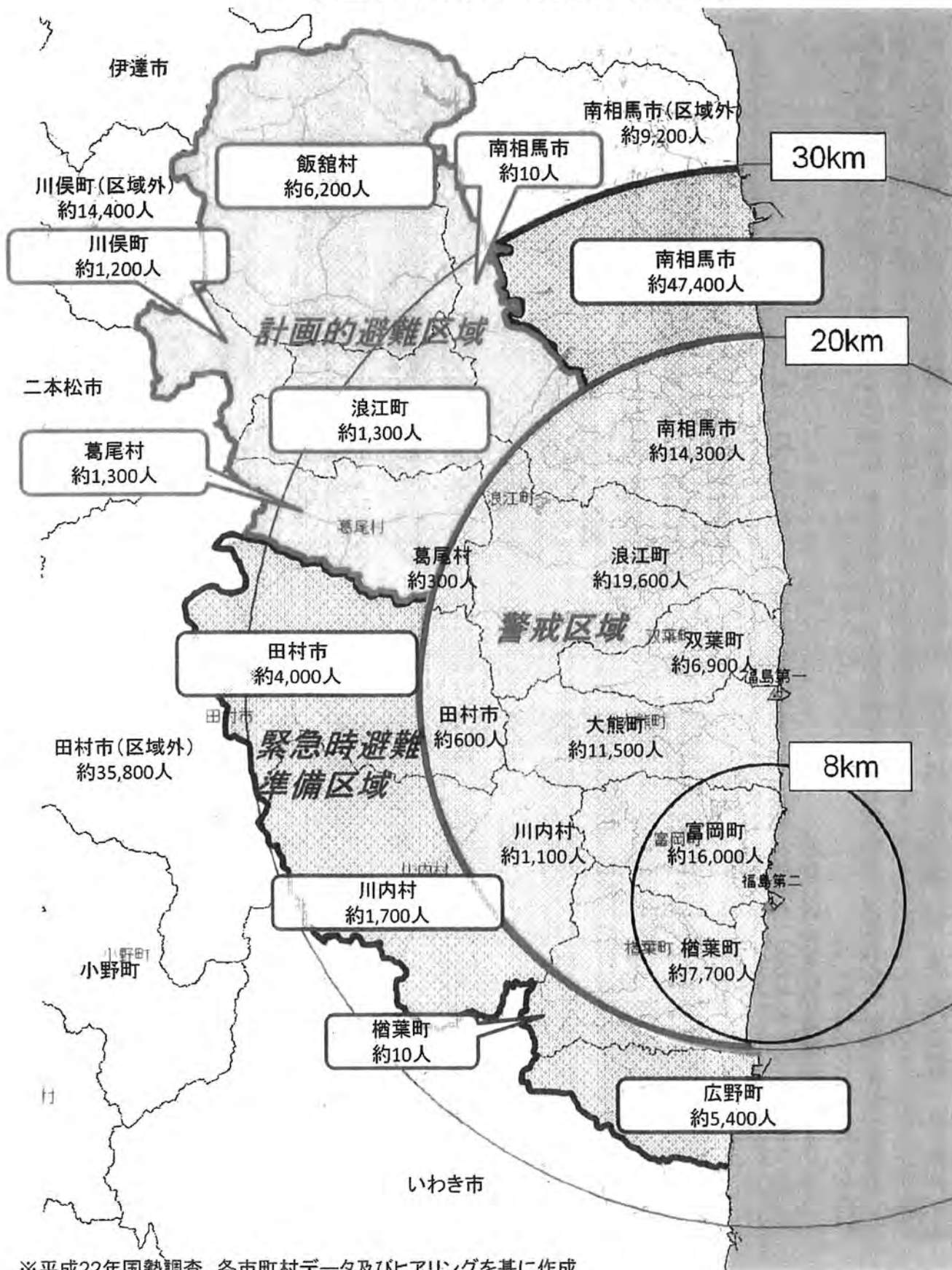
原子力被害への対応について

内閣官房
放射性物質汚染対策室
平成23年8月25日

4月22日までの避難等区域の変遷



避難区域等の人口及び残留者数



※平成22年国勢調査、各市町村データ及びヒアリングを基に作成

(参考)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域(4/22～)の対象人口

計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定されたことを受け、現在の各区域の対象人口の概数を調査したところ、以下のとおり。

※平成22年国勢調査速報を基に推計。

※「一部」とある市の人口は、各市町が把握している該当区域の人口の数字を得たもの

市町村名	警戒区域人口(人) 〔福島第一20km圏〕
田村市	約600
南相馬市	約14,300
楢葉町	約7,700
富岡町 (全域20km圏内)	約16,000
川内村	約1,100
大熊町 (全域20km圏内)	約11,500
双葉町 (全域20km圏内)	約6,900
浪江町	約19,600
葛尾村	約300
合計	約78,000

計画的避難区域 対象市町村	計画的避難区域 人口(人)
飯舘村(全域)	約6,200
葛尾村(20km圏外)	約1,300
浪江町(20km圏外)	約1,300
川俣町(一部)	約1,200
南相馬市(一部)	約10
合計	約10,000

緊急時避難準備区域 対象市町村	緊急時避難準備 区域人口(人)
広野町(全域)	約5,400
楢葉町(20km圏外)	約10
川内村(20km圏外)	約1,700
田村市(一部)	約4,000
南相馬市(一部)	約47,400
合計	約58,500

原子力被災者生活支援チームの設置

福島第一及び第二原発の事故による原子力災害被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、「平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置(3月29日)

原子力災害対策本部(内閣府)

本部長:内閣総理大臣

副本部長:経済産業大臣、

事務総長:原発事故収束担当大臣

本部員:

総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、
国家公安委員会委員長、防衛大臣、防災担当大臣、危機管理監

原子力被災者生活支援チーム

(7/6時点)

チーム長 : 海江田経産大臣
細野原発事故収束担当大臣
チーム長代理: 福山官房副長官
山口内閣府副大臣
副チーム長 : 関係省庁副大臣等
事務局長 : 松下経産副大臣

主な任務

- ・被災者の避難・受入れの確保(除染体制の確保を含む)
- ・被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給
- ・被災者への被ばくに係る医療等の確保
- ・環境モニタリングと情報提供

「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」について

- 原子力発電所の事故による被災者の方々及び被災自治体への対応にかかる当面の課題に対する取組方針について、5月17日、原子力災害対策本部においてとりまとめ
- 毎月、各取組事項に関する取組状況を公表

「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」

1. 東京電力福島第一原子力発電所の事態収束に向けた取組
2. 避難区域に係る取組
3. 計画的避難区域に係る取組
4. 緊急時避難準備区域に係る取組
5. 被災住民の安心・安全の確保
6. 雇用の確保、農業・産業への支援
7. 被災地方公共団体への支援
8. 被災者・被災事業者等への賠償
9. ふるさとへの帰還に向けた取組

原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ

平成23年5月17日
原子力災害対策本部



原子力被災者・子ども健康基金

平成23年度二次補正予算案額 782億円

資源エネルギー庁
原子力立地・核燃料サイクル産業課
03-3501-6291

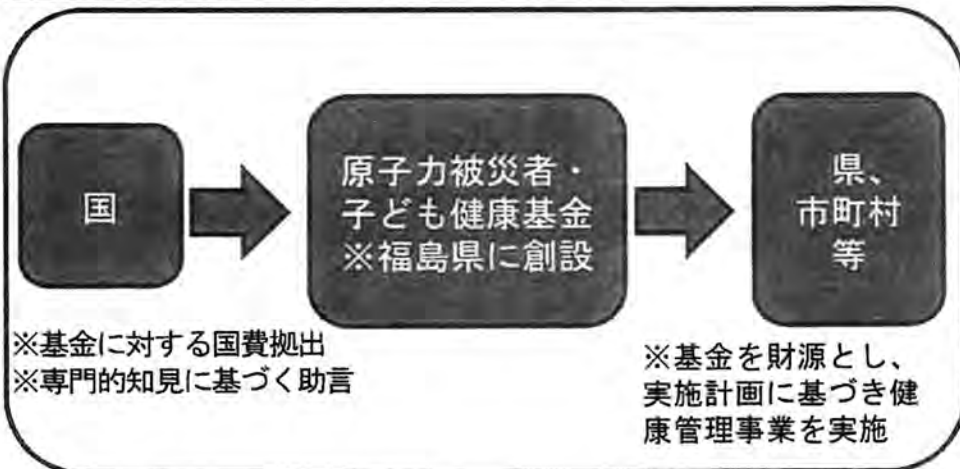
事業の内容

事業の概要・目的

- 福島県からの要望も踏まえ、原子力被災者の健康の確保に万全を期すために必要な事業を中長期的に実施するための基金を県に創設します。
- 本基金により、全県民を対象とした放射線影響の推定調査を始めとする健康管理・調査事業を速やかに講じます。

(参考)内閣府計上分
子ども等に対する放射線影響の防止事業(180億円)

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

支援対象事業

健康管理・調査事業(782億円)

- ▶ 全県民を対象とした放射線影響の推定調査の実施。
- ▶ 避難住民等を対象とした中長期的な健康調査の実施
- ▶ 県内の子どもを対象とした中長期的ながん検診の実施。
- ▶ ホールボディカウンター等による検査体制の強化
- ▶ 県内の子どもや妊婦に対する積算線量計(フィルムバッジ)の貸与
- ▶ 子どもの心身の健康確保事業(サマーキャンプ)等の実施 等

(参考)内閣府計上分

子ども等に対する放射線影響の防止策(180億円)

- ▶ 子どもの多く集まる公園や通学路等の線量低減事業の実施。
- ▶ 学校施設における空調設備等の設置支援の実施。 等

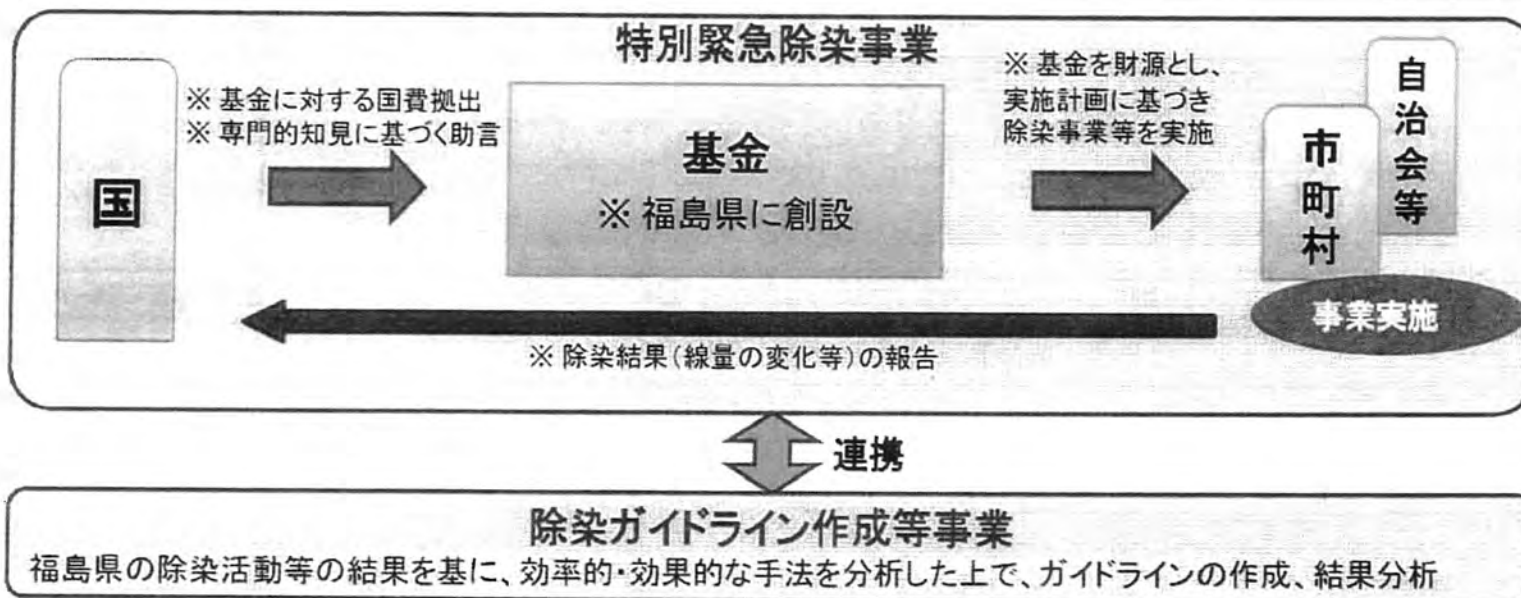
【参考：内閣府計上分】

特別緊急除染事業（180億円） 除染ガイドライン作成等事業（2億円）

事業目的・事業内容

福島県において、現に子どもや住民等が利用している学校、公園等における線量の低減等を行い、あわせてその検証を行うことにより、原子力災害から子ども等の住民の健康を確保する。

- ① 特別緊急除染事業
 - ・学校・公園等の公共施設や通学路等の線量低減事業
 - ・学校施設における空調設備等の設置支援等
- ② 除染ガイドライン作成等事業



原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ(7/19日段階)

平成23年7月19日
原子力災害対策本部

中期的課題

<ステップ1> (現時点:7月19日)

<ステップ2(ステップ1終了後3~6ヶ月程度)>

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の事態収束に向けた取組

放射線量が著明に減少傾向となっている

放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている

原子炉施設の安定性の評価

2. モニタリングの強化・継続実施

航空機モニタリングの継続実施

モニタリング調整会議に基づき各県のモニタリング強化(農地、森林、食品(農・畜・水産物)、水環境、水道水等)

環境モニタリングの継続的実施
(空間線量、土壌、海水、海底土壌)

警戒区域・計画的避難区域の空間線量率の測定

緊急時避難準備区域の空間線量率の評価

放射線量等分布マップの作成・公表
農地土壌放射線濃度分布マップの継続的な作成・公表

3. 避難区域等に係る取組・ふるさとへの帰還に向けた取組

応急仮設住宅の確保
7月末までに14,000戸を完成させる見通し

原子炉施設の安定性の評価、詳細モニタリングの実施など

一時立入の実施(第一巡、乗用車)・効率化

第二巡以降

計画的避難の概ね完了

土壌等の除染・改良手法の実証研究

生活空間の線量低減に関する手引きの公表
除染ガイドラインの作成

土壌・生活空間等における除染・改良の段階的实施

地域活力の再生・復興策の検討・実施

具体的検討・実施
区域解除の実施

4. その他の支援策

がれき・下水汚泥の処理方針検討・決定 > がれき、汚泥等の回収、一時保管、処理の実施

県民健康管理調査の先行調査の実施

県民健康管理調査の基本調査の実施 > 県民健康管理調査の詳細調査の実施(子どものガン検診を含む)

内部被ばく測定事業開始

内部被ばく測定の実施

原子力被災者・子ども健康基金の造成

子ども・妊婦に対する積算線量計の貸与、子ども等に対する放射線影響防止策の実施

1次、2次指針、2次指針追加の策定

必要に応じて順次指針を追加

避難住民(避難費用、精神損害)、農林漁業者、中小企業への飯払い実施

中間指針等を受けた賠償の準備・受付及び支払いの実施

「避難区域等の見直しに関する考え方」について

- 7月19日に、ステップ1の目標である「放射線量が着実に減少傾向である」状態の達成確認。
- 東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子炉施設の安全確保状況を踏まえ、「避難区域等の見直しに関する考え方」について8月9日、原子力災害対策本部において取りまとめ。

「避難区域等の見直しに関する考え方」のポイント

1. 緊急時避難準備区域は、対象市町村による復旧計画の策定を踏まえ、関係自治体とも緊密に相談した上で、区域の一括解除を行う。
2. 警戒区域及び計画的避難区域は、ステップ2が完了した時点で、区域見直しについて検討を行うが、除染や生活環境の復旧に向けた取組は先行して行う。
3. 8月中を目処に除染に関する基本方針を取りまとめ、関係者の連携の下、徹底的かつ継続的な除染を実施。
4. 今後、相当長期にわたり住民の帰還が困難な区域の存在が明らかになる場合には、地元自治体と長期的な復興対策の在り方について十分相談し、長期的な対応策を検討。

「除染に関する緊急実施基本方針(案)」

- 被災者のふるさとへの帰還を一日でも早く実現するために、国、県、市町村、地域住民が一丸となって除染を実施するための中期的な方針を示す(8月中を目途に取りまとめ予定)。

「除染に関する緊急実施基本方針(案)」の骨格

1. 除染実施における暫定目標
2. 除染の進め方
 - (1) 国の役割
 - (2) 線量の水準に応じた地域別の対応
 - (ア) 避難指示を受けている地域
 - (イ) その他追加的被ばく線量が概ね年間1から20ミリシーベルトの間の地域
 - (ウ) 追加的被ばく線量が概ね1ミリシーベルト以下の地域
3. 除染に伴って生じる土壌等の処理
4. 県の協力

(参 考)市町村が策定する復旧計画の項目のイメージ

I. 住民/役所関係

1. 住民の移転

2. 市町村役場の移転・業務再開

III. 除染関係(除染計画の策定)

5. 生活圏等の除染

II. 学校、病院、福祉施設関係

3. 幼稚園・学校の再開

4. 病院・診療所、福祉施設の再開

IV. インフラ・生活基盤関係

6. インフラの復旧 11. インフラの復旧

7. 公的機関/公共交通機関の再開

8. 生活に必要な民間サービス

9. 産業・雇用に関すること 等

食品の検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方について

- 食品衛生法に基づく放射性物質の暫定規制値を設定(平成23年3月17日)。
- 検査実績の蓄積を踏まえ、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめ(平成23年4月4日に原子力災害対策本部にて対応方針として公表)。
- その後、状況変化を踏まえ、6月27日、8月4日に改正。

<6月27日改正のポイント>

- 東京電力福島第一原子力発電所事故から約3ヶ月が経過し、食品からの放射性ヨウ素の検出レベルが低下。
- 一方、一部食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていること等を踏まえ、事故直後の放射性ヨウ素の降下による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから、放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実するもの。
 - 国民の摂取量の多い食品を対象品目に追加
 - 解除の条件に、放射性セシウムを勘案した条件を追加
 - 個別品目の取扱いに、茶、水産物、麦を追加。等

<8月4日改正のポイント>

- 牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていること及び米の収穫時期が到来していることを踏まえ、個別品目等の品目を改正。
 - 牛肉を検査対象品目のうち「暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目」に変更
 - 個別品目の取扱いとして、牛肉及び米を追加。等

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(8月19日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(3市14町9村 ^{※1})	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木しいたけ (露地)	4/13～:(4市7町3村 ^{※3}) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市)	4/13～:(飯館村)
	原木しいたけ (施設栽培)	7/19～:(伊達市、本宮市) 7/22～:(新地町)	—
	たけのこ	5/9～:(2市1町 ^{※4}) 5/13～:(2市2町1村 ^{※5})	—
	くさそてつ(こごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
	ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養種を除く。)	6/6～:(秋元湖、榎原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(龍川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川) 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養種を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	—
肉	牛肉 ^{※6}	7/19～:(全域)	—
茨城県			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(全域)	—
栃木県			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	8/2～:(全域)	—
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
千葉県			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(野田市、成田市、八街市、高里市、山武市、大網白里町) 7/4～:(勝浦市)	—
神奈川県			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村) 6/23～:(相模原市、松田町、山北町) 6/27～:(中井町)	—
群馬県			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
宮城県			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	7/28～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
岩手県			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	8/1～:(全域)	—

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、榎倉町、玉川村、広野町、楢葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域): 8月19日現在

	出荷制限														
	茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県		宮城県		岩手県		
	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	
原乳	3/23~4/10 解除		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
野菜 非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ	3/21~4/17 解除 (右の地域を除く)	3/21~6/1 解除 北茨城市、 高萩市	3/21~4/27 解除	3/21~4/21 解除 那須塩原市、 塩谷町	3/21~4/8 解除	-	4/4~4/22解除 旭市、香取市、 多古町	-	-	-	-	-	-	
	カキナ	3/21~4/17 解除	-	3/21~4/14 解除	-	3/21~4/8 解除	-	-	-	-	-	-	-	-	
	シュンギク、チンゲンサイ、サンチュ	-	-	-	-	-	-	4/4~4/22解除 旭市	-	-	-	-	-	-	-
パセリ	3/23~4/17 解除		-	-	-	-	-	4/4~4/22解除 旭市	-	-	-	-	-	-	
セルリー	-		-	-	-	-	-	4/4~4/22解除 旭市	-	-	-	-	-	-	
肉 牛肉	-		-	6/2~	-	-	-	-	-	-	7/28~ (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	-	8/1~	-	
その他 茶	6/2~		-	6/2~ 鹿沼市、大田原市 7/8~ 栃木市	-	6/30~ 茨城市、桐生市	-	6/2~ 野田市、成田市、 八潮市、葦原市、 山武市、大網白 里町 7/4~ 勝浦市	-	6/2~ 南足柄市、小田原市、愛川町、清川村、真鶴町、湯河原町 6/23~ 相模原市、松田町、山北町 6/27~ 中井町	-	-	-	-	-

※ [影線] の箇所は、出荷制限の対象

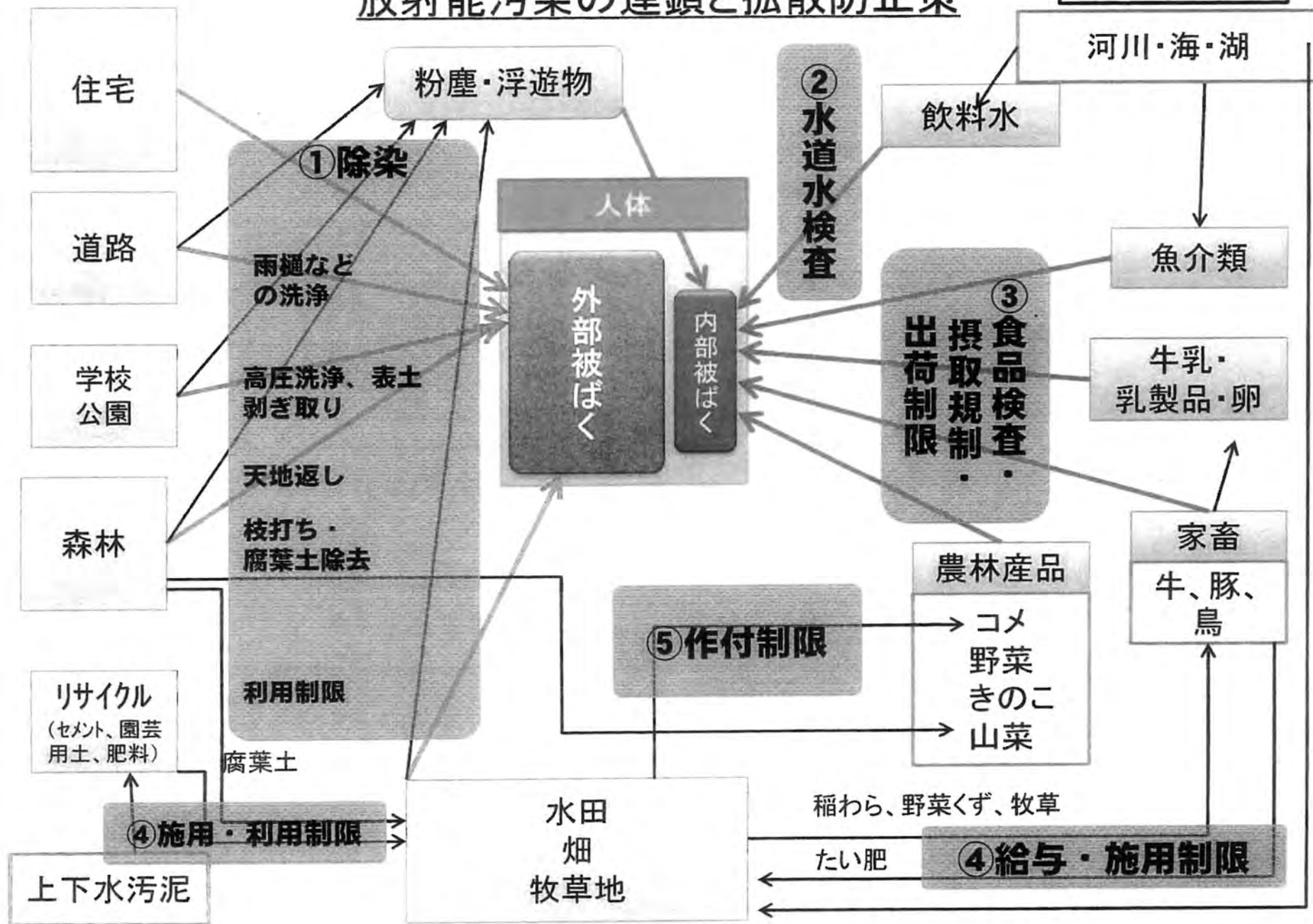
原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：8月19日現在

		摂取制限	
		福島県	
		全域	地域別
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～5/4解除：(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
		3/23～5/11解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村)	
		3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
		3/23～6/1解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
3/23～6/23解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)			
結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榑枝岐村)	
		3/23～5/4解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
		3/23～5/11解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))			
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
		3/23～5/4解除：(いわき市)	
		3/23～5/11解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
		3/23～5/18解除：(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榑枝岐村、只見町)	
		3/23～6/15解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)	
原木しいたけ(露地)	—	4/13～	飯館村
水産物 イカナゴの稚魚	4/20～		

※ [] の箇所は、摂取制限の対象

放射能汚染の連鎖と拡散防止策

資料3-1



区域見直し・住民帰還に向けた進め方

資料3-2

緊急時避難準備区域

警戒区域

計画的
避難区域

プラント評価

モニタリング

帰還準備

7月19日

ステップ1終了 → 区域見直しに向けた原子炉施設の安全性評価の開始

原子炉施設の
安全性評価

学校・病院等
モニタリング

インフラ等
事前調査

影響が20km以遠では
解除に問題のないレ
ベルであることの確認

自治体要望
追加モニタリング

原安委に報告

8月4日

原安委助言（避難区域等の見直しの一般的考え方）

8月6日

自治体説明（緊急時避難準備区域の解除方針／避難区域の見直しの一般的考え方）

8月9日

①原子炉施設の安全性評価の結果を報告
②避難区域等の見直しの考え方（緊急時避難準備区域の解除、除染方針策定の予定等）を決定
[原災本部決定]

要望に応じて
追加モニタリング

市町村において
復旧計画
の策定準備

原安委助言（緊急時避難準備区域の解除）

自治体・住民説明

復旧計画の策定

プラント状況の一層
の安定に向けた取組
プラントの評価

詳細なモニタリング
正確な情報提供

緊急時避難準備区域を解除
[原災本部決定]

詳細なモニタリング
正確な情報提供

帰還に向けた準備
インフラ調査
除染への取組着手

復旧計画の実施
除染の実施

帰還に向けた準備
インフラ調査
除染への取組着手

住民帰還開始

原安委助言

区域の線引き調整

ステップ2
完了

自治体・住民説明

区域見直しの検討

①警戒区域の縮小の可否
②計画的避難区域の見直し

[原災本部決定]

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

制度

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された 廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等 （草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
- ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
- ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
- ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける
- ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止

※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置

放射性物質汚染対策の推進のための論点 (メモ)

1. 除染の実施

- ①放射線量の水準を踏まえつつ、住宅、道路、公園、農地、森林、河川、下水道など用地毎に、除染の知見の収集、除染技術の整理や明確なガイドラインの提示
- ②国又は自治体が行う除染事業への人的・技術的支援
- 福島県における体制強化（「福島除染推進チーム」の強化）

2. 放射性廃棄物の保管・処理の促進

- ①放射性物質に汚染された廃棄物の処理基準と、土壌等の汚染基準との相互調整
- ②放射性廃棄物の中長期的な処分に向けたロードマップの作成

3. 汚染拡大の防止のための規制の調整

- ①作付制限、出荷制限等と、放射性物資をおびた農畜産物や食品の規制との間の相互調整
- ②食品安全対策、風評被害対策の総合的なパッケージの作成
- ③上記規制と、汚染土壌を除染する際の基準の調整

4. 長期的な健康管理

- ①福島県が実施する長期健康調査に対する支援
- ②今後の住民健康支援のあり方の検討

(以上)

【取扱注意】

第2回放射性物質汚染対策連絡調整会議 議事録（未定稿）

開催日時：平成23年10月7日 11:00～11:30

場所：官邸2階 小ホール

出席者：細野原発担当大臣、齋藤官房副長官、中塚内閣府副大臣、園田内閣府大臣政務官、佐々木副長官補、菅原原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐、鷺坂環境省水・大気環境局長、安田内閣審議官、迫田内閣審議官、伊藤内閣審議官、齋藤内閣審議官、下村内閣審議官（内閣広報室）、警察庁長官官房統括審議官、消費者庁次長、総務省大臣官房総括審議官、外務省軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長（代理）、合田文部科学省科学技術・学術政策局長、文部科学省大臣官房審議官（スポーツ・青少年局担当）（代理）、矢島厚生労働省大臣官房技術総括審議官、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、唐澤厚生労働省大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）、厚生労働省労働衛生課長、農林水産省大臣官房技術総括審議官、農林水産省農林水産技術会議事務局長、国土交通省総合政策局長、防衛省大臣官房審議官（代理）

■細野大臣（プレス頭撮り、挨拶後退出）

本日は、第2回目の放射性物質汚染対策連絡調整会議として各省の皆様にお集まりいただいた。こうした会議を立ち上げて以降、各省で除染の問題、食品の問題、健康の問題、様々な広がりを持っているこうした課題について、それぞれ総合的調整をしながら対処しておられると承知。

発電所の状態は、第1ステップが終わり、収束に向けての作業が進んでいる。また、放射性物質の拡散についても、ほぼ制御できているという状況。

一方で、依然として広がる放射性物質の汚染の問題がきわめて深刻である。国民の関心も、世界の関心もこの点に絞られてきているという印象を持っている。

こうした会議を通じて、一つ一つの問題を確実に解決に向けて道筋をつけていくことがきわめて重要。皆さんが大変な作業をしていることは承知している。非常に重要な仕事をしているという自覚を持って当たっていただくよう、お願い申し上げます。

本日の議題としては、健康・医療の問題、除染の問題。いずれも健康の問題、除染の問題というのは、福島県民はもとより国民全員がおそらく関心が高い。

ぜひ皆様には、これからの取組についても、できるだけ前向きな方向性を出

【取扱注意】

していくことができるような会議にしていきたい。ご協力をいただくようお願いする。

■支援チーム菅原局長より資料1について説明

■環境省鷺坂局長より資料2について説明

■厚生労働省 労働基準局労働衛生課長

ただいまのご説明の中にあつた、除染作業に従事する労働者の健康障害の防止対策については、私どもとしても協力したいと考えている。実は、労働者の放射線の障害については、労働安全衛生法に基づく電離放射線障害防止規則がある。この規則は、除染作業のように施設の外で放射性物質に汚染された土壌等を吸い込むことは想定していない。そのため、新たな規則、いわば地域限定の「第2電離則」を作らなくてはいけないということである。それについては、間に合うように検討会を設置して、除染廃棄物の処理作業を行う際の労働者の方の被ばく管理であるとか、外部被ばくの低減、労働衛生教育、健康管理などの措置について検討し、間に合うように規則に盛り込んでいくということを考えている。

■細野大臣

厚生労働省からの貴重な、ぜひやっていただきたい観点なので、よろしくお願ひしたい。除染の作業が止まるようなことがあつてはいけないので、しっかり、どういった形でいまやっているのかという現状を踏まえて、ぜひ何らかの方針を出していただきたい。

あと2点、私から各省にお願ひがある。除染について、ぜひ各省からご協力いただきたい。

除染については、法律が1月から施行されるが、それを待つまでもなく環境省が責任を持ってやる体制を作る。

ただ、現実的には様々な事業の発注であるとか、実際の除染、廃棄物も含むが、処理の対象によっては環境省で手の届かないところがある。そこはぜひ皆様の力を貸していただきたい。

もう一つ、菅原局長に説明いただいたモデル事業は避難区域なので、国が主体的にやれると思うが、福島県内その他の地域、さらには県外の地域において、除染については様々な希望が、おそらくこれからどんどん出てくる。

できるだけ地域の皆さんの希望に沿う形でやっていきたいと思っているが、効果的にやらなければならないし、結果を出さなければならない。「効果的」と

【取扱注意】

というのは、結果をしっかりと出すやり方で、予算を効果的に使うという面もある。そういった意味で、各省にいろいろな動き、市町村の動きが入ってくる。その際には情報を集約して、その度に市町村に説明に行くという作業が発生する。

そこで、それぞれの地域で除染について各省に情報が入れれば、ぜひ環境省に集約をして、全国に説明に回った上で効果を発揮していきたい、結果を出していきたい。その点のご協力をお願いする。

■佐々木副長官補

大臣のご指示に従って、各省ご努力をお願いする。それから大臣からご指摘のあった厚労省の労働安全の規制。放射性物質の安全の規制は、相互に調整、整合性を持つ必要がある。全体によく情報を入れていただきたい。

■支援チーム菅原局長より資料3について説明

■厚生労働省矢島審議官より資料4について説明

■文部科学省合田局長より資料5について説明

■厚生労働省唐澤審議官より資料6について説明

■細野大臣

今日はお忙しい中、ご苦勞。特に医療の問題は大きな問題となっていたが、ここに来て、それぞれの皆様にご努力いただいて、かなり前向きな動きが出てきた。これについては、心より感謝申し上げます。

特に厚生労働省の方で、福島健康管理調査についても地域医療についても前向きな取組をしていただいたので、心より感謝申し上げます。

感謝を申し上げながら、さらに踏み込んだ発言で誠に恐縮だが、皆様に発想を変えていただきたいと思っている。

福島県を「支援する」という言葉が、どうしてもどこの省庁からも聞こえてくるが、この言葉はもう使わないでいただきたい。

つまり、仕組みとしては、確かに県の基金であったり、県立病院であったり、県立医大だったりするわけだが、医師の確保、健康の確保は国の責任だという自覚を持って、それぞれ皆様がやっていただきたい。

つまり、福島県を「支援する」ということではなくて、国が責任を持ってやる。その時に、それぞれの省庁・担当部局が何をやるべきなのかという思いで取り組んでいただきたい。

【取扱注意】

これは、この対策室の担当大臣としての、それぞれ皆様、併任がかかっているから、大臣としての指示とご理解いただきたい。

もう一点、最後に申し上げますと、今日は議題にならなかったが、おそらく次に、正式な会議にするかどうかは皆様の判断を尊重するが、国民の大きな関心事になっているのは、おそらく食品の問題だと思う。

すでに放射線審議会の議論もスタートしている。これまでの経緯からすると、食品安全委員会、そして、当事者たる厚生労働省、農林水産省、さらには、それぞれが、それぞれの責任を持ってやっていただくことではあるのであるが、そこはバラバラに動くと、何度も言っているように国民的な混乱を招く。世界的にも誤ったメッセージにもなりかねない。

そこで、五人六脚くらいで、皆で歩調を合わせていかなければならない。神業のような作業が必要になる。

そこはぜひ、顧問会議を有効に使っていただいて、もしくは事務的な会議を頻繁に開いていただいて、どうすれば上手く歩調を合わせて、それぞれの会議体を前に進めることができるのか。そこは皆さんにぜひ積極的な、かつ慎重な対応をお願いしたい。

ここは、きわめて医療と除染と併せて、大変重要なテーマだと思うので、ぜひその自覚を持っていただきたい。そのことを最後に強調しておきたい。

私からは、以上。

■下村内閣審議官（内閣広報室）

冒頭の大臣のお話にもあったように非常に関心の高いテーマなので、この取組をどういう風に分かりやすく「いま、こう進行している」ということを広報していくかというのは、取組自体と同じくらい重要と考えている。

今後、私か、一緒にやっている広報室の人間から省庁さんに「いまやっていることをこういう風に説明してよろしいか」というようなご相談が度々行くと思うので、よろしく願います。

■佐々木副長官補

ただいまの大臣のご指示に即し、政府一体となって対策を推進してまいりたいと考える。ここにお集まりの関係省庁においても対策に全力を、まさに国が責任を持ってやるという立場で努力していただきたい。

それから下村審議官のお話だが、誠に広報の重要性は皆認識していると思うが、努力して、ぜひ有効な方法を模索していただくようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

<以上>

放射性物質汚染対策連絡調整会議（第2回）
議事次第

平成23年10月7日（金）
11：00～11：45
於：官邸2階 小ホール

議事次第

1. 開会
2. 細野大臣挨拶
3. 除染の状況と今後の取組について
4. 県民健康管理調査事業について
5. 緊急時避難準備区域の医療の確保に向けた支援について
6. その他
7. 閉会

配布資料

- 資料1 除染モデル事業について
- 資料2 除染等に関する取組の状況
- 資料3 県民健康管理調査事業及び関係する事業の全体像
- 資料4 県民健康管理調査における甲状腺検査の実施について
- 資料5 県民健康管理調査事業に対する支援
- 資料6 緊急時避難準備区域の医療の確保に向けた支援について

除染モデル事業について

平成23年10月

1. 趣旨

除染に関する緊急実施基本方針に沿って、効率的・効果的な除染を実現し、除染作業員の安全確保を確実にする観点から、国は、国が主体的に除染を実施する「追加被ばく線量が年間20ミリシーベルトを超える可能性のある地域（計画的避難区域、警戒区域）」を中心に、除染のモデル事業を実施します。

2. 事業概要

学校・公園、農地、河川、道路等いろいろな除染対象を取り上げ、それらに対して様々な除染方法を試行することによって、除染に必要な技術・ノウハウや作業員の安全確保に必要な知見の集積を図るとともに、除染技術の利活用や作業安全確保の方策の確立を目指します。

【除染モデル事業対象の候補として地元調整中の案件例】

- ・低線量地域の山間部集落
 - ・多くの土地利用形態（文教・福祉施設、住宅、農地、道路等）が存在する低線量地域
 - ・高線量地域の居住地域
- 等

3. スケジュール（案）

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
除染モデル事業の実施場所の調整		→						
事前調査及び計画策定		→						
詳細モニタリング及び除染の実施				→				
実施結果の評価						→		

以上

除染等に関する取組の状況

1. 特別措置法の概要
2. 除染実施に関する枠組み
3. 放射性物質汚染土壌の対処に関する工程(案)
4. 環境回復検討会について

環境省

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

制度

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された 廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等 （草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
- ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
- ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
- ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける
- ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止

※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

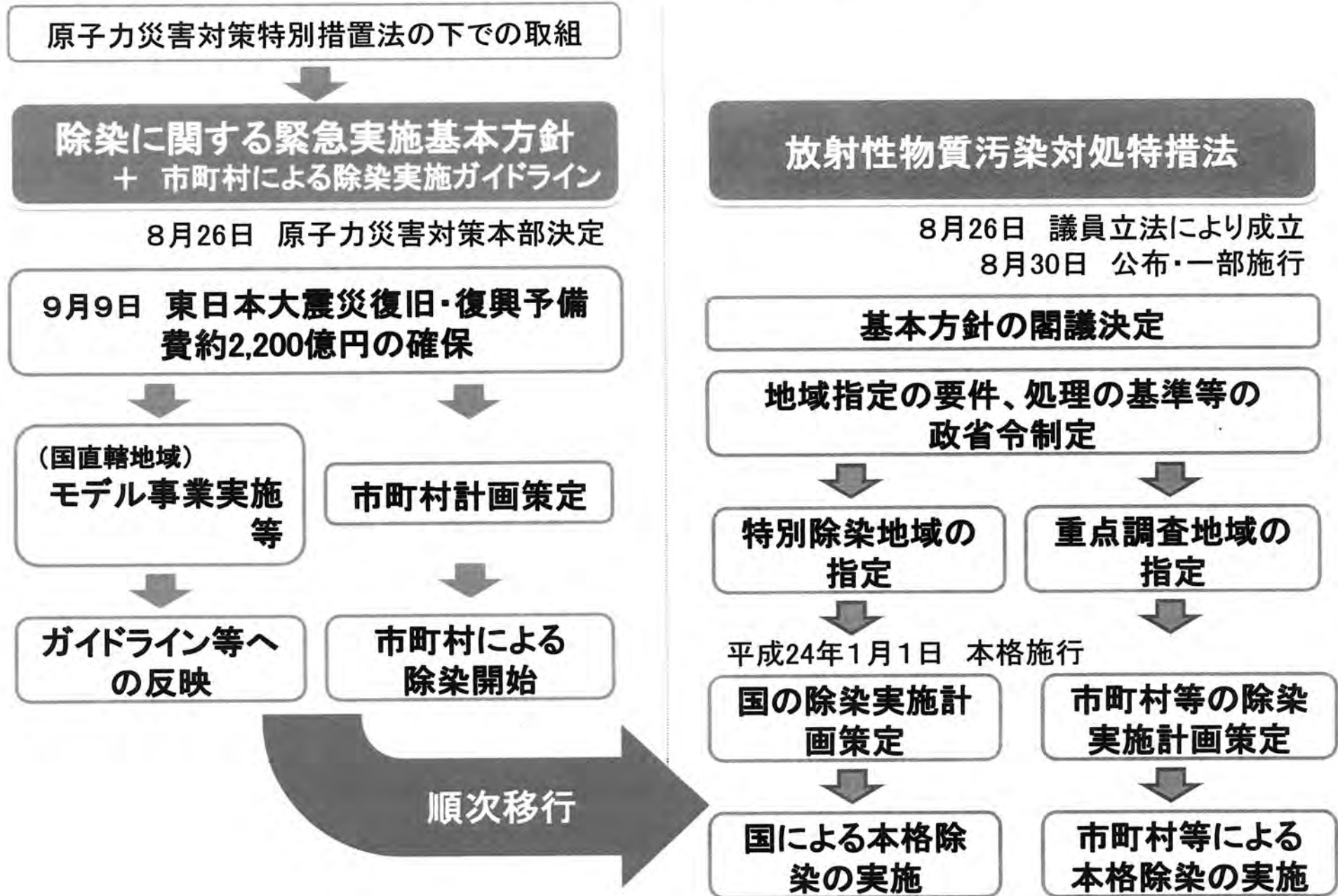
費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置

除染実施に関する枠組み



放射性物質汚染土壌の対処に関する工程(案)

項目	H23. 9	H24. 1～
特措法	<p>基本方針</p> <p>地域指定</p> <p>政省令・技術基準</p>	<p>1月1日法律完全施行 (汚染状況調査、計画策定、除染)</p>
除染	<p>モデル事業実施</p> <p>緊急実施基本方針による対策</p> <p>緊急時避難準備区域等の 除染計画策定・除染実施支援</p>	<p>技術評価</p> <p>国の汚染状況調査 国の実施計画策定 自治体の汚染状況調査 ・実施計画策定支援</p> <p>除染等本格実施</p>
中間貯蔵施設	<p>中間貯蔵施設に関する技術的検討 ロードマップの作成(10月中)</p>	<p>中間貯蔵施設の検討 候補地検討と地元との調整</p> <p>中間貯蔵施設の 建設・管理・運営</p>
予算	<p>除染事業(3次補正2,459億円・調整中)</p> <p>予備費(2,179億円)</p>	<p>24年度以降予算要求(4,536億円)</p>
組織体制	<p>要求・採用・研修等</p> <p>福島除染チーム (環境省と内閣府で約10名。その他JAEA等。)</p>	<p>3次補正定員要求</p> <p>24年度以降定員要求</p> <p>福島環境再生事務所</p> <p>研究拠点((独)国立環境研究所)</p>

* 黄色塗りつぶし枠: 福島除染チームと連携して実施

環境回復検討会について

- 「放射性物質汚染対処特措法」が定められたことを受け、福島第一原発の事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項について検討することを目的として、環境分野や放射線分野の専門家等から成る「環境回復検討会」を設置。
- 9月14日（水）に第1回検討会を開催。
27日（火）に第2回検討会を開催。
- 検討会では、
 - ①除染に関する基本的な考え方、実施に当たって留意すべきこと、
 - ②除染特別地域・汚染状況重点調査地域の指定の考え方、
 - ③収集・運搬の基準の考え方、
 - ④除去等の措置等に伴って生じる土壌等の量の試算、
について検討。
- 今後も本検討会を開催し、委員からの意見を踏まえ、来年1月1日の全面施行に間に合うよう、法に基づく基本方針の策定等を行う予定。

県民健康管理調査事業及び関係する事業の全体像

資料3

I 県民健康管理調査

実施主体: 福島県

基本調査

全県民を対象に被ばく線量を把握
8/26から行動調査票を郵送開始 (現在16万通発送)

6/27から浪江町、飯館村、川俣町山木屋地区で
行動調査票による調査を先行実施 (現在約45%返送済み)

詳細調査(実施予定)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 甲状腺超音波検査(10/9※) | 3 こころの健康度調査(10月) |
| 対象: 県全域18歳以下 | 対象: 避難区域等の住民 |
| 2 健康診査(10月) | 4 妊産婦に関する調査(未定) |
| 対象: 避難区域等の住民 | 対象: 県全域妊産婦 |

※県立医科大学にて3ブース

データベースの構築

個人別に作成し、一元的に管理する。

V 小児甲状腺簡易測定

実施主体: 国

実施日: 3/24, 3/26 ~ 3/30 (個別説明会を開催済み)

測定場所: いわき市、川俣町、飯館村

対象者: 0~15歳の小児1,149名(うち結果の出た1,080名について集計)

結果: 全員が原安委が問題となるレベルではないとしている
0.2 μ Sv/h*を下回っていた。全員に通知済み
(*: 1歳児の甲状腺等価線量100mSvに相当)

県が
実施主体
の事業

国が
実施主体
の事業

II 放医研における研究事業 実施主体: 国(放医研)

外部被ばく線量評価システム (県民健康調査検討委員会にて発表予定)
典型的な避難パターンについて線量推計中。

内部被ばく線量評価のための基礎調査

実施日: 6/27 ~ 7/28 (各自治体ごとに個別説明会を全て開催済み)

対象者: 浪江町、飯館村及び川俣町山木屋地区の住民 122名
広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、
葛尾村及び田村市の住民 52名、合計174名

結果: セシウム134及び137による預託実効線量は全員1mSv未満。
ヨウ素は半減期が短いため検出されず。

III 安心・リスクコミュニケーション事業

トップセミナー
実施主体: 国

実施日: 7/3

対象者: 福島県内の市町村長
内容:

- 1) 放射線の健康への影響等についての講演
- 2) WBC測定体験

今後、福島県内での開催予定なし。

ホールボディカウンター測定
実施主体: 福島県(測定機関: JAEA)

実施期間: 7/11 ~ 8/31

対象者: 浪江町、飯館村、川俣町山木屋地区の住民 3,199名

結果: セシウム134及び137による預託実効線量は、
1mSv未満 3,192人、1mSv 5人、
2mSv 2人 全員に通知済み

9月より対象地域を双葉郡町村(浪江町を除く。)に拡大して実施。

ホールボディカウンター購入
実施主体: 福島県

購入予定台数: 5台(移動式)

IV 子ども等に対する積算線量計の貸与事業

実施主体: 福島県 (全59市町村のうち58市町村からの申請を受付)

対象者: 妊婦及び15歳未満の子ども (約30万人)

事業内容: 市町村が実施する個人線量計・ガラスバッジ等の貸与事業及びサーベイメーターの整備事業への補助(補助率 10/10)

福島県の県民健康管理調査に対する国の支援について

福島県民に対する健康管理を円滑に実施するため、二次補正予算で行った福島県の実施する県民健康調査に対する基金の創設に加え、今後、以下のような領域について、国として支援を行う。

1 県民健康管理調査を円滑に実施するための支援

①住民が調査を円滑に受けられるよう調査に必要な医療資源の供給について支援する

②県外に避難した住民が調査を円滑に受けられるよう支援する

2 調査実施上の技術的課題に関する支援

個人ごとの被ばく線量の評価等に関して技術的な支援を行う

県民健康管理調査における甲状腺検査の実施について

当面のスケジュール

	甲状腺検査の実施	対外調整等
10月	福島県立医大で検査を開始(9日～)	関係学会へ協力要請(7日)
11月	学校巡回等による検査を開始	県庁と国(経産、文科、厚労)の連絡会議(17日)
12月		地元医師会との調整

検査の実施体制の整備

住民の方が医療機関を受診するのではなく、複数のチームが、学校等を巡回する方法について調整中 ※ 医師1～2名、臨床検査技師2～3名、事務職員等数名のチームを想定

県・原災本部支援チームと連携して、文科省・厚労省から学会(日本甲状腺学会、日本甲状腺外科学会、日本内分泌外科学会、日本超音波学会、日本超音波検査学会、日本乳腺甲状腺超音波会議 日本小児内分泌学会)に対し、専門医の確保に係る協力を要請

県民健康管理調査事業に対する支援（文部科学省）

平成23年10月7日
文部科学省
研究振興局
高等教育局
非常災害対策センター

＜専門家の派遣＞

厚生労働省と連携し、研究機関や大学病院等の協力による医師や検査技師等の派遣の継続。具体的には、現地のニーズを踏まえ、10月以降に行われる子供に対する甲状腺検査等の福島県県民健康管理調査や福島県内の医療体制支援に関して、可能な範囲で派遣。また、東京電力福島第1原子力発電所の救急医療室への医療スタッフの派遣協力。

10月4日現在の延べ派遣実績：

国公立大学 930名、放医研 239名、日本原子力研究開発機構 1,886名
うち、医師 133名、看護師等 104名、放射線技師等 2,552名 他
その他、地域における医療提供のため、医療チーム延べ 6,585名（9月9日現在）を派遣。

＜県民健康管理調査への支援＞

6月27日より、県民健康管理調査において全県民を対象とした、外部線量被ばく評価システムを使つての基本調査の実施支援。（放射線医学総合研究所）

＜放射線に対する不安解消＞

7月11日より、福島県が実施している安心・リスクコミュニケーション事業における一般住民へのホールボディカウンタ測定の実施。

（10月4日現在 4,268名実施）（日本原子力研究開発機構）

【参考】

第3次補正予算案及び平成24年度概算要求において、福島県民の放射線に対する不安解消に資する取組を検討中。

(1) 第3次補正予算案の関連施策

- ・放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点の整備等（約220億円程度の内数）
福島県における放射性薬剤を用いた最先端診断の研究開発拠点の整備及び放射性核種の生態系における環境動態調査等
- ・放射線医学総合研究所における緊急被ばく医療体制の強化等（約10億円程度の内数）
緊急被ばく医療設備の強化や、講演会、対話セミナー等の実施等

(2) 平成24年度概算要求の関連施策

- ・放射線による健康影響の評価・低減化と被ばく医療研究の強化（24億円）
(放射線医学総合研究所)

緊急時避難準備区域の医療の確保に向けた支援について

厚生労働省医政局

緊急時避難準備区域の医療の確保に向けた支援について

医療従事者の確保のための支援

- 住民が必要な医療を受けられるよう、福島県相双保健福祉事務所内に「厚生労働省相双地域医療従事者確保支援センター」を設置して、職員2名を常駐させ、現地のニーズ把握や関係機関間の連絡調整を行い、以下のスキーム等を活用して、医療従事者の確保を支援する。(10月7日設置)
 - ・ 全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」との連携
 - ・ 国立病院機構等からの医師等の派遣を「被災者健康支援連絡協議会」と連携して実施
 - ・ 福島県地域医療支援センター（厚労省補助事業により、県が10月に設置予定）との連携

診療報酬上の対応

- 被災3県に所在する保険医療機関について、震災（原発事故を含む。）の影響による看護職員の不足や、退院の受け皿となる後方病床の不足などに対応するため、診療報酬の算定要件の緩和措置を講じている。

本賠償の迅速かつ適切な実施のための東京電力への働きかけ

- 厚生労働省から東京電力に対して、医療機関に対する賠償金の支払いについて、現地の医療機関の要望を踏まえた対応となるよう要請を行うとともに、その内容を文書として医療関係団体及び厚生労働省宛てに示すことを求めた。
- 文書で示された内容が確実に実行されるよう、引き続き、東京電力の対応を注視していく。

(独)福祉医療機構の融資を活用した支援

- (独)福祉医療機構が医療機関へ行う融資について、被災地については、通常より低金利かつ長期の償還期間等の条件で融資できることとした。
- 東京電力からの賠償金の支払金額及び支払時期が概ね把握された場合は、賠償金の収入を加味した収支計画で償還可能性の審査を行い、融資することができるとした。
- 融資の審査に際して、東京電力からの賠償金の申請書の記入内容等の確認、助言等の支援を行うこととした。

地域医療再生基金を活用した支援

- 地域医療再生基金を活用して、緊急時避難準備区域の医療機関に対する運転資金の支援や医療従事者の確保の支援を行うことについて、福島県に働きかけを行った。現在、福島県において検討中。

(※) 福島県に対しては、平成22年度補正予算による地域医療再生基金として120億円を確保している。さらに、被災3県については、平成23年度第3次補正予算で積み増しを行う方向で要求中。(3県合計で720億円)